

五島市ゼロカーボンシティ実現協議会規約

(名称)

第1条 この会は、五島市ゼロカーボンシティ実現協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、市が策定した「五島市ゼロカーボンシティ計画」に基づき、再生可能エネルギーを最大限に有効活用しながら、二酸化炭素の削減に向けた地球温暖化防止対策を市民、企業、行政等の多様な主体が協働して持続可能な脱炭素型まちづくりを目指す。また、国の脱炭素ロードマップ重点項目における課題への対応を検討し、情報共有を行うことにより、気候変動への対策を行うことで2050年までに五島市内の二酸化炭素排出実質ゼロを実現することを目的とする。

(会員)

第3条 協議会の会員は、前条の目的に賛同し、本規約を遵守する企業、団体等で構成するものとする。

(活動・事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動（事業）を行う。

- (1) ゼロカーボンシティの実現に向けた課題等の研究及びその推進
- (2) ゼロカーボンシティの実現に向けた情報共有
- (3) 五島市ゼロカーボンシティ計画の推進
- (4) ゼロカーボンシティの理解を促すための啓発活動
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(入退会)

第5条 協議会に入会しようとする団体等は、入会申込書を提出し、会長の承認を得るものとする。

2 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(会長・副会長)

第6条 協議会に会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、会員の中から互選により選出する。

3 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 補欠により選任された会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長及び副会長は、その任期が満了した場合でも、後任者が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

(会長・副会長の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順位に基づき、その職務を代行する。

(監査)

第8条 協議会に監査を置く。

2 監査は2名以内とし、会員の中から互選により選出する。

3 監査は、協議会の会計を監査する。

(幹事)

第9条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は10名以内とし、会員の中から互選により選出する。
- 3 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された幹事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 幹事は、その任期が満了した場合でも、後任者が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

(総会)

第10条 総会は、年1回開催するほか、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会の議事については、必要に応じて書面による決議とすることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 6 総会は、次の項目について審議決定する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定に関する事。
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認に関する事。
 - (3) 規約の制定及び改廃に関する事。
 - (4) その他重要な事項に関する事。

(会員の代理出席)

第11条 会員は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、会員が指名する者を代理として出席させることができる。

(オブザーバー)

第12条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーに聴くことができる。

(幹事会)

第13条 幹事会は、第9条第2項で選出された幹事で構成する。

- 2 幹事会に会長幹事を置くこととし、幹事の中から互選により選出する。
- 3 幹事会は、必要に応じて会長幹事が招集し、会長幹事は、その議長となる。
- 4 幹事会は、必要に応じて会長も参加することができる。
- 5 幹事会は、次の項目について協議する。
 - (1) 総会に付すべき事項に関する事。
 - (2) 総会において議決した事項の執行に関する事。
 - (3) その他業務に必要な事項に関する事。

(円滑な運営のための組織)

第14条 会長は、協議会の円滑な運営のために必要な部会やワーキンググループ会議を開くための組織を設けることができる。

(活動登録団体の登録)

第15条 会長は、協議会の目的に賛同する団体等を登録し、第4条に規定する活動・事業に対して協力を求めることができる。

(事務局)

第16条 協議会の事務局は、五島市総務企画部未来創造課内に置く。

(経費)

第17条 協議会の運営に必要な経費は、補助金その他の収入をもってあてる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年3月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。